

○総務省令第十号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第十五条第三項並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、子ども・子育て支援臨時交付金に関する省令を次のように定める。

令和二年三月十二日

総務大臣 高市 早苗

子ども・子育て支援臨時交付金に関する省令

（子ども・子育て支援臨時交付金の算定に用いる資料の提出）

第一条 都道府県知事は、総務大臣の定める様式によって、当該都道府県の子ども・子育て支援法（以下「法」という。）附則第十五条第三項第一号に規定する子ども・子育て支援給付に要する費用及び同項第二号に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する費用に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長及び特別区の長は、総務大臣の定める様式によって、当該市町村又は当該特別区の法附則第十五条第三項第一号に規定する子ども・子育て支援給付に要する費用及び同項第二号に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する費用に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。

（端数計算）

第二条 子ども・子育て支援臨時交付金の額を算定する場合及び子ども・子育て支援臨時交付金を交付する場合には、特別な定めがある場合のほか、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

(各地方公共団体に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の算定方法)

第三条 法附則第十五条第三項の規定により各都道府県に対して交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に一・〇〇一一〇八七を乗じて得た額とする。

一 当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとの第二項第一号の算式中（

$A+B+C+D$ ）／4の合算額

二 法附則第十五条第三項第一号の総務省令で定める施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として次の算式によって算定した額

算式

$$A + \sum_{n=1}^6 (B_n \times 25,700 \text{円} \times 6) - C \times 15,000 \text{円}$$

$B_n \times 25,700 \text{円} \times 6$ に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

- A 当該都道府県の区域内の市町村ごとの第2項第2号の算式中Aの合算額
- B<sub>1</sub> 「子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる基礎数値等について（照会）」（令和2年1月20日付総務省自治財政局交付税課長、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡。以下「基礎数値等調査」という。）に基づいて報告された「07 施設等利用給付（都道府県立）」の「施設等利用給付」の「給付対象児童数」（以下「施設等利用給付対象子ども数（都道府県立）」という。）のうち「第1号認定」の「新制度未移行幼稚園」の数
- B<sub>2</sub> 施設等利用給付対象子ども数（都道府県立）のうち「第1号認定」の「特別支援学校」の数
- B<sub>3</sub> 施設等利用給付対象子ども数（都道府県立）のうち「第2号認定」の「新制度未移行幼稚園」の数
- B<sub>4</sub> 施設等利用給付対象子ども数（都道府県立）のうち「第2号認定」の「特別支援学校」の数
- B<sub>5</sub> 施設等利用給付対象子ども数（都道府県立）のうち「第3号認定」の「新制度未移行幼稚園」の数
- B<sub>6</sub> 施設等利用給付対象子ども数（都道府県立）のうち「第3号認定」の「特別支援学校」の数
- C 当該都道府県の区域内の市町村ごとの学校基本調査規則によって調査した令和元年5月1日現在における私立幼稚園（新制度移行分除く）の在籍人員数の合計数

三 当該都道府県の区域内の市町村ごとの第二項第三号の算式によって算定した額の合算額

2 法附則第十五条第三項の規定により各市町村に対して交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に一・〇〇一一〇八七を乗じて得た額とする。

一 法附則第十五条第三項第一号の総務省令で定める教育・保育給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として次の算式により算定した額

算式

$$(A+B+C+D) \div 4+E+F+G+H$$

(A+B+C+D) ÷ 4に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 次の算式によって算定した額

算式

$$\sum_{n=1}^{19} (a \times b_n \div c \times \alpha_n \times 6)$$

$a \times b_n \div c$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $a \times b_n \div c \times \alpha_n \times 6$ に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a 基礎数値等調査に基づいて報告された「02 教育保育給付（1号・私立）」の「令和元

年10月1日時点児童数」の数

b<sub>1</sub> 基礎数値等調査に基づいて報告された「02 教育保育給付（1号・私立）」の「平成31年4月1日時点所得階層ごと児童数」（以下「1号認定子ども数（私立）」という。）のうち「第1階層」の数（aが1以上かつ1号認定子ども数（私立）が0のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Aの算式の符号中b<sub>2</sub>からb<sub>10</sub>まで及びcにおいて同じ。）

b<sub>2</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b<sub>3</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数

b<sub>4</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第2階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b<sub>5</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第2階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等」の数

b<sub>6</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第2階層」の「第3子以降」の「ひとり親世帯等以外」の数

b<sub>7</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第2階層」の「第3子以降」の「ひとり親世帯等」の数

b<sub>8</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の

数

b<sub>9</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数

b<sub>10</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第3階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の

数

b<sub>11</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第3階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等」の数

b<sub>12</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第3階層」の「第3子以降」の「ひとり親世帯等以外」の数

b<sub>13</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第3階層」の「第3子以降」の「ひとり親世帯等」の数

b<sub>14</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第4階層」の「第1子」の数

b<sub>15</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第4階層」の「第2子」の数

b<sub>16</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第4階層」の「第3子以降」の数

b<sub>17</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第5階層」の「第1子」の数

b<sub>18</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第5階層」の「第2子」の数

b<sub>19</sub> 1号認定子ども数（私立）のうち「第5階層」の「第3子以降」の数

c 1号認定子ども数（私立）のうち「合計」の数

$a_n$  別表第一に定める月額単価

## B 次の算式によって算定した額

算式

$$\sum_{n=1}^{34} (a \times b_n / c \times a_n \times 6)$$

$a \times b_n / c$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $a \times b_n / c \times a_n \times 6$ に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a 基礎数値等調査に基づいて報告された「04-1 教育保育給付（2号・4歳以上・私立）」の「令和元年10月1日時点児童数」の数

$b_1$  基礎数値等調査に基づいて報告された「04-1 教育保育給付（2号・4歳以上・私立）」の「平成31年4月1日時点所得階層ごと児童数」（以下「2号認定子ども数（4歳以上・私立）」という。）の「保育標準時間」（以下「2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）」という。）のうち「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数（ $a$ が1以上かつ2号認定子ども数（4歳以上・私立）が0のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Bの算式の符号中 $b_2$ から $b_{34}$ まで及び $c$ において同じ。）

$b_2$  2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひと

り親世帯等以外」の数

b<sub>3</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数

b<sub>4</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第3階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b<sub>5</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b<sub>6</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数

b<sub>7</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b<sub>8</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第1子」の数

b<sub>9</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第2子」の数

b<sub>10</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第5階層」の「第1子」の数



- b<sub>11</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第5階層」の「第2子」の数
- b<sub>12</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第6階層」の「第1子」の数
- b<sub>13</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第6階層」の「第2子」の数
- b<sub>14</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第7階層」の「第1子」の数
- b<sub>15</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第7階層」の「第2子」の数
- b<sub>16</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第8階層」の「第1子」の数
- b<sub>17</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・標準時間）のうち「第8階層」の「第2子」の数
- b<sub>18</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立）の「保育短時間」（以下「2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）」という。）のうち「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>19</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>20</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数
- b<sub>21</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第3階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数

- b<sub>22</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>23</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数
- b<sub>24</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>25</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第1子」の数
- b<sub>26</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第2子」の数
- b<sub>27</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第5階層」の「第1子」の数
- b<sub>28</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第5階層」の「第2子」の数
- b<sub>29</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第6階層」の「第1子」の数
- b<sub>30</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第6階層」の「第2子」の数
- b<sub>31</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第7階層」の「第1子」の数
- b<sub>32</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第7階層」の「第2子」の数

- b<sub>33</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第8階層」の「第1子」の数
- b<sub>34</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・私立・短時間）のうち「第8階層」の「第2子」の数
- c 2号認定子ども数（4歳以上・私立）のうち「合計」の数
- a<sub>n</sub> 別表第二のA欄に定める月額単価

C 次の算式によって算定した額

算式

$$\sum_{n=1}^{34} (a \times b_n / c \times a_n \times 6) / 4$$

a × b<sub>n</sub> / c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、a × b<sub>n</sub> / c × a<sub>n</sub> × 6 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

- a 基礎数値等調査に基づいて報告された「04-2 教育保育給付（2号・3歳・私立）」の「令和元年10月1日時点児童数」の数
- b<sub>1</sub> 基礎数値等調査に基づいて報告された「04-2 教育保育給付（2号・3歳・私立）」の「平成31年4月1日時点所得階層ごと児童数」（以下「2号認定子ども数（3歳・私立）」と「いう。）の「保育標準時間」（以下「2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）」と「いう。）のうち「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数（aが1以上かつ2号

認定子ども数（3歳・私立）が0のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Cの算式の符号中 $b_2$ から $b_{34}$ まで及びcにおいて同じ。）

$b_2$  2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数

$b_3$  2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数

$b_4$  2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第3階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数

$b_5$  2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数

$b_6$  2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数

$b_7$  2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数

$b_8$  2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第1子」の数

b<sub>9</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第2子」の数

b<sub>10</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第5階層」の「第1子」の数

b<sub>11</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第5階層」の「第2子」の数

b<sub>12</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第6階層」の「第1子」の数

b<sub>13</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第6階層」の「第2子」の数

b<sub>14</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第7階層」の「第1子」の数

b<sub>15</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第7階層」の「第2子」の数

b<sub>16</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第8階層」の「第1子」の数

b<sub>17</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・標準時間）のうち「第8階層」の「第2子」の数

b<sub>18</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立）の「保育短時間」（以下「2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）」という。）のうち「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b<sub>19</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b<sub>20</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数

- b<sub>21</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第3階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>22</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第4階層」の「所得割57,700円未満」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>23</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第4階層」の「所得割57,700円未満」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数
- b<sub>24</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第4階層」の「所得割57,700円未満」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>25</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第4階層」の「所得割57,700円以上」の「第1子」の数
- b<sub>26</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第4階層」の「所得割57,700円以上」の「第2子」の数
- b<sub>27</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第5階層」の「第1子」の数
- b<sub>28</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第5階層」の「第2子」の数
- b<sub>29</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第6階層」の「第1子」の数
- b<sub>30</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第6階層」の「第2子」の数

- b<sub>31</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第7階層」の「第1子」の数
- b<sub>32</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第7階層」の「第2子」の数
- b<sub>33</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第8階層」の「第1子」の数
- b<sub>34</sub> 2号認定子ども数（3歳・私立・短時間）のうち「第8階層」の「第2子」の数
- c 2号認定子ども数（3歳・私立）のうち「合計」の数
- a<sub>n</sub> 別表第二のイ欄に定める月額単価

D 次の算式によって算定した額

算式

$$a \times b_1 / c \times 9,000円 \times 6 + a \times b_2 / c \times 9,000円 \times 6$$

a × b<sub>1</sub> / c 及び a × b<sub>2</sub> / c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a 基礎数値等調査に基づいて報告された「06 教育保育給付（3号・私立）」の「令和元年10月1日時点児童数」の数

b<sub>1</sub> 基礎数値等調査に基づいて報告された「06 教育保育給付（3号・私立）」の「平成31年4月1日時点所得階層ごと児童数」（以下「3号認定子ども数（私立）」という。）のうち「保育標準時間」の「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数（aが1以上

かつ3号認定子ども数（私立）が0のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Dの算式の符号中 $b_2$ 及び $c$ において同じ。）

$b_2$  3号認定子ども数（私立）のうち「保育短時間」の「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数

$c$  3号認定子ども数（私立）のうち「合計」の数

E 次の算式によって算定した額

算式

$$\sum_{n=1}^{17} (a \times b_n / c \times a_n \times 6)$$

$a \times b_n / c$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $a \times b_n / c \times a_n \times 6$ に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

$a$  基礎数値等調査に基づいて報告された「01-1 教育保育給付（1号・公立）」の「令和元年10月1日時点児童数」の数

$b_1$  基礎数値等調査に基づいて報告された「01-1 教育保育給付（1号・公立）」の「平成31年4月1日時点所得階層ごと児童数」（以下「1号認定子ども数（公立）」という。）のうち「第1階層」の数（ $a$ が1以上かつ1号認定子ども数（公立）が0のときは、総務大臣が



通知した数とする。算式の符号Eの算式の符号中 $b_2$ から $b_{10}$ まで及び $b_c$ において同じ。）

$b_2$  1号認定子ども数（公立）のうち「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数

$b_3$  1号認定子ども数（公立）のうち「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数

$b_4$  1号認定子ども数（公立）のうち「第2階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数

$b_5$  1号認定子ども数（公立）のうち「第2階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等」の数

$b_6$  1号認定子ども数（公立）のうち「第2階層」の「第3子以降」の「ひとり親世帯等以外」の数

$b_7$  1号認定子ども数（公立）のうち「第2階層」の「第3子以降」の「ひとり親世帯等」の数

$b_8$  1号認定子ども数（公立）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数

$b_9$  1号認定子ども数（公立）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数

$b_{10}$  1号認定子ども数（公立）のうち「第3階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数

- b<sub>11</sub> 1号認定子ども数（公立）のうち「第3階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等」の数
- b<sub>12</sub> 1号認定子ども数（公立）のうち「第3階層」の「第3子以降」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>13</sub> 1号認定子ども数（公立）のうち「第3階層」の「第3子以降」の「ひとり親世帯等」の数
- b<sub>14</sub> 1号認定子ども数（公立）のうち「第4階層」の「第1子」の数
- b<sub>15</sub> 1号認定子ども数（公立）のうち「第4階層」の「第2子」の数
- b<sub>16</sub> 1号認定子ども数（公立）のうち「第4階層」の「第3子以降」の数
- b<sub>17</sub> 1号認定子ども数（公立）のうち「第5階層」の「第1子」の数
- b<sub>18</sub> 1号認定子ども数（公立）のうち「第5階層」の「第2子」の数
- b<sub>19</sub> 1号認定子ども数（公立）のうち「第5階層」の「第3子以降」の数
- c 1号認定子ども数（公立）のうち「合計」の数
- a<sub>n</sub> 別表第一に定める月額単価

F 次の算式によって算定した額

算式

$$\sum_{n=1}^{34} (a \times b_n / c \times a_n \times 6)$$

$a \times b_n / c$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $a \times b_n / c \times a_n \times 6$ に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

#### 算式の符号

a 基礎数値等調査に基づいて報告された「03-1 教育保育給付（2号・4歳以上・公立）」の「令和元年10月1日時点児童数」の数

b<sub>1</sub> 基礎数値等調査に基づいて報告された「03-1 教育保育給付（2号・4歳以上・公立）」の「平成31年4月1日時点所得階層ごと児童数」（以下「2号認定子ども数（4歳以上・公立）」という。）の「保育標準時間」（以下「2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）」という。）のうち「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数（aが1以上かつ2号認定子ども数（4歳以上・公立）が0のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Fの算式の符号中b<sub>2</sub>からb<sub>34</sub>まで及びcにおいて同じ。）

b<sub>2</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b<sub>3</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数

b<sub>4</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第3階層」の「第2子」の「ひと

り親世帯等以外」の数

- b<sub>5</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>6</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数
- b<sub>7</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>8</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第1子」の数
- b<sub>9</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第2子」の数
- b<sub>10</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第5階層」の「第1子」の数
- b<sub>11</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第5階層」の「第2子」の数
- b<sub>12</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第6階層」の「第1子」の数
- b<sub>13</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第6階層」の「第2子」の数
- b<sub>14</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第7階層」の「第1子」の数

- b<sub>15</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第7階層」の「第2子」の数
- b<sub>16</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第8階層」の「第1子」の数
- b<sub>17</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・標準時間）のうち「第8階層」の「第2子」の数
- b<sub>18</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立）の「保育短時間」（以下「2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）」という。）のうち「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>19</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>20</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数
- b<sub>21</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第3階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>22</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第4階層」の「所得割57,700円未満」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>23</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第4階層」の「所得割57,700円未満」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数

- b<sub>24</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第4階層」の「所得割57,700円未満」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>25</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第4階層」の「所得割57,700円以上」の「第1子」の数
- b<sub>26</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第4階層」の「所得割57,700円以上」の「第2子」の数
- b<sub>27</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第5階層」の「第1子」の数
- b<sub>28</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第5階層」の「第2子」の数
- b<sub>29</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第6階層」の「第1子」の数
- b<sub>30</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第6階層」の「第2子」の数
- b<sub>31</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第7階層」の「第1子」の数
- b<sub>32</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第7階層」の「第2子」の数
- b<sub>33</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第8階層」の「第1子」の数
- b<sub>34</sub> 2号認定子ども数（4歳以上・公立・短時間）のうち「第8階層」の「第2子」の数
- c 2号認定子ども数（4歳以上・公立）のうち「合計」の数
- α<sub>n</sub> 別表第二のA欄に定める月額単価

G 次の算式によって算定した額

算式

$$\sum_{n=1}^{34} (a \times b_n / c \times a_n \times 6)$$

$a \times b_n / c$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $a \times b_n / c \times a_n \times 6$ に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a 基礎数値等調査に基づいて報告された「03-2 教育保育給付（2号・3歳・公立）」の「令和元年10月1日時点児童数」の数

b<sub>1</sub> 基礎数値等調査に基づいて報告された「03-2 教育保育給付（2号・3歳・公立）」の「平成31年4月1日時点所得階層ごと児童数」（以下「2号認定子ども数（3歳・公立）」という。）の「保育標準時間」（以下「2号認定子ども数（3歳・公立・標準時間）」という。）のうち「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数（aが1以上かつ2号認定子ども数（3歳・公立）が0のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Gの算式の符号中b<sub>2</sub>からb<sub>34</sub>まで及びcにおいて同じ。）

b<sub>2</sub> 2号認定子ども数（3歳・公立・標準時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数

- b<sub>3</sub> 2号認定子ども数（3歳・公立・標準時間）のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数
- b<sub>4</sub> 2号認定子ども数（3歳・公立・標準時間）のうち「第3階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>5</sub> 2号認定子ども数（3歳・公立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>6</sub> 2号認定子ども数（3歳・公立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数
- b<sub>7</sub> 2号認定子ども数（3歳・公立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>8</sub> 2号認定子ども数（3歳・公立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第1子」の数
- b<sub>9</sub> 2号認定子ども数（3歳・公立・標準時間）のうち「第4階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第2子」の数
- b<sub>10</sub> 2号認定子ども数（3歳・公立・標準時間）のうち「第5階層」の「第1子」の数
- b<sub>11</sub> 2号認定子ども数（3歳・公立・標準時間）のうち「第5階層」の「第2子」の数



- b<sub>12</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・標準時間)のうち「第6階層」の「第1子」の数
- b<sub>13</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・標準時間)のうち「第6階層」の「第2子」の数
- b<sub>14</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・標準時間)のうち「第7階層」の「第1子」の数
- b<sub>15</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・標準時間)のうち「第7階層」の「第2子」の数
- b<sub>16</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・標準時間)のうち「第8階層」の「第1子」の数
- b<sub>17</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・標準時間)のうち「第8階層」の「第2子」の数
- b<sub>18</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立)の「保育短時間」(以下「2号認定子ども数(3歳・公立・短時間)」という。)のうち「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>19</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>20</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第3階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数
- b<sub>21</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第3階層」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>22</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第4階層」の「所得割57,700円未満」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数

- b<sub>223</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第4階層」の「所得割57,700円未満」の「第1子」の「ひとり親世帯等」の数
- b<sub>224</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第4階層」の「所得割57,700円未満」の「第2子」の「ひとり親世帯等以外」の数
- b<sub>225</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第4階層」の「所得割57,700円以上」の「第1子」の数
- b<sub>226</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第4階層」の「所得割57,700円以上」の「第2子」の数
- b<sub>227</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第5階層」の「第1子」の数
- b<sub>228</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第5階層」の「第2子」の数
- b<sub>229</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第6階層」の「第1子」の数
- b<sub>230</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第6階層」の「第2子」の数
- b<sub>231</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第7階層」の「第1子」の数
- b<sub>232</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第7階層」の「第2子」の数
- b<sub>233</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第8階層」の「第1子」の数
- b<sub>234</sub> 2号認定子ども数 (3歳・公立・短時間)のうち「第8階層」の「第2子」の数

- c 2号認定子ども数（3歳・公立）のうち「合計」の数
- $\alpha_n$  別表第二のイ欄に定める月額単価

H 次の算式によって算定した額

算式

$$a \times b_1 / c \times 9,000円 \times 6 + a \times b_2 / c \times 9,000円 \times 6$$

$a \times b_1 / c$ 及び $a \times b_2 / c$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a 基礎数値等調査に基づいて報告された「05-1 教育保育給付（3号・公立）」の「令和元年10月1日時点児童数」の数

$b_1$  基礎数値等調査に基づいて報告された「05-1 教育保育給付（3号・公立）」の「平成31年4月1日時点所得階層ごと児童数」（以下「3号認定子ども数（公立）」という。）のうち「保育標準時間」の「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数（ $a$ が1以上かつ3号認定子ども数（公立）が0のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Hの算式の符号中 $b_2$ 及び $b_1$ において同じ。）

$b_2$  3号認定子ども数（公立）のうち「保育短時間」の「第2階層」の「第1子」の「ひとり親世帯等以外」の数

③ 3号認定子ども数（公立）のうち「合計」の数

二 法附則第十五条第三項第一号の総務省令で定める施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として次の算式によって算定した額

算式

$$A + \sum_{n=1}^6 (B_n \times 25,700 \text{円} \times 6) - C \times 12,700 \text{円}$$

$B_n \times 25,700 \text{円} \times 6$ 及び $C \times 12,700 \text{円}$ に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 次の算式によって算定した額

算式

$$\sum_{n=1}^{24} (a_n \times \alpha_n \times 6) \div 4$$

$a_n \times \alpha_n \times 6$ 及び $\sum_{n=1}^{24} (a_n \times \alpha_n \times 6) \div 4$ に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

$a_1$  基礎数値等調査に基づいて報告された「07 施設等利用給付・地域子ども・子育て支援事業（補足給付）」の「施設等利用給付」の「給付対象児童数」（以下「施設等利用給

付対象子ども数」という。)のうち「第1号認定」の「新制度未移行幼稚園」の「私立」の数

a<sub>2</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第1号認定」の「特別支援学校」の「私立」の数

a<sub>3</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第2号認定」の「新制度未移行幼稚園」の「私立」の数

a<sub>4</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第2号認定」の「特別支援学校」の「私立」の数

a<sub>5</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第2号認定」の「預かり保育事業」の数

a<sub>6</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第2号認定」の「認可外保育施設」の「幼稚園等在籍者」の数

a<sub>7</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第2号認定」の「認可外保育施設」の「幼稚園等在籍者以外」の数

a<sub>8</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第2号認定」の「一時預かり事業」の「幼稚園等在籍者」の数

a<sub>9</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第2号認定」の「一時預かり事業」の「幼稚園等在籍者以外」の数

a<sub>10</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第2号認定」の「子育て援助活動支援事業」の「

幼稚園等在籍者」の数

a<sub>11</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第2号認定」の「子育て援助活動支援事業」の「幼稚園等在籍者以外」の数

a<sub>12</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第2号認定」の「病児保育事業」の「幼稚園等在籍者」の数

a<sub>13</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第2号認定」の「病児保育事業」の「幼稚園等在籍者以外」の数

a<sub>14</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第3号認定」の「新制度未移行幼稚園」の「私立」の数

a<sub>15</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第3号認定」の「特別支援学校」の「私立」の数

a<sub>16</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第3号認定」の「預かり保育事業」の数

a<sub>17</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第3号認定」の「認可外保育施設」の「幼稚園等在籍者」の数

a<sub>18</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第3号認定」の「認可外保育施設」の「幼稚園等在籍者以外」の数

a<sub>19</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第3号認定」の「一時預かり事業」の「幼稚園等

在籍者」の数

a<sub>20</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第3号認定」の「一時預かり事業」の「幼稚園等在籍者以外」の数

a<sub>21</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第3号認定」の「子育て援助活動支援事業」の「幼稚園等在籍者」の数

a<sub>22</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第3号認定」の「子育て援助活動支援事業」の「幼稚園等在籍者以外」の数

a<sub>23</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第3号認定」の「病児保育事業」の「幼稚園等在籍者」の数

a<sub>24</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第3号認定」の「病児保育事業」の「幼稚園等在籍者以外」の数

a<sub>n</sub> 別表第三に定める月額単価

B<sub>1</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第1号認定」の「新制度未移行幼稚園」の「公立」の数

B<sub>2</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第1号認定」の「特別支援学校」の「公立」の数

B<sub>3</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第2号認定」の「新制度未移行幼稚園」の「公立」の数

数

B<sub>4</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第2号認定」の「特別支援学校」の「公立」の数

B<sub>5</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第3号認定」の「新制度未移行幼稚園」の「公立」の数

B<sub>6</sub> 施設等利用給付対象子ども数のうち「第3号認定」の「特別支援学校」の「公立」の数

C 当該市町村の学校基本調査規則によって調査した令和元年5月1日現在における私立幼稚園  
(新制度移行分除く)の在籍人員数

三 法附則第十五条第三項第二号の総務省令で定める施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として次の算式によって算定した額

算式

$$A \times 3, 100円 \times 6 / 3$$

A × 3, 100円 × 6及びA × 3, 100円 × 6 / 3に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 基礎数値等調査に基づいて報告された「07 施設等利用給付・地域子ども・子育て支援事業(補足給付)」の「補足給付事業」の「支給対象児童数」の数



3 法附則第十五条第三項の場合において、各都道府県及び各市町村に対して交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の総額と各都道府県及び各市町村について第一項及び第二項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を第一項及び第二項の算式によって算定した額の最も大きい都道府県又は市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一

1号認定子どもに係る教育・保育給付の月額単価（円）（第3条第2項第1号関係）

算式の符号	月額単価
$\alpha_1$	3,100
$\alpha_2$	6,100
$\alpha_3$	3,100
$\alpha_4$	3,100
$\alpha_5$	3,100
$\alpha_6$	3,100

α 7	3, 100
α 8	13, 200
α 9	6, 100
α 10	8, 150
α 11	3, 100
α 12	3, 100
α 13	3, 100
α 14	25, 500
α 15	10, 250
α 16	3, 100
α 17	25, 700
α 18	12, 850
α 19	3, 100

## 別表第二

2号認定子どもに係る教育・保育給付の月額単価（円）（第3条第2項第1号関係）

算式の符号	月額単価	
	ア	イ
$\alpha_1$	6,000	6,000
$\alpha_2$	16,500	16,500
$\alpha_3$	6,000	6,000
$\alpha_4$	8,250	8,250
$\alpha_5$	27,000	27,000
$\alpha_6$	6,000	6,000
$\alpha_7$	13,500	13,500
$\alpha_8$	22,500	22,500
$\alpha_9$	9,000	9,000
$\alpha_{10}$	37,000	37,000
$\alpha_{11}$	16,250	16,250
$\alpha_{12}$	42,400	53,500
$\alpha_{13}$	18,950	24,500
$\alpha_{14}$	42,400	55,600

α 15	18, 950	25, 550
α 16	42, 400	55, 600
α 17	18, 950	25, 550
α 18	6, 000	6, 000
α 19	16, 300	16, 300
α 20	6, 000	6, 000
α 21	8, 150	8, 150
α 22	26, 600	26, 600
α 23	6, 000	6, 000
α 24	13, 300	13, 300
α 25	22, 100	22, 100
α 26	8, 800	8, 800
α 27	36, 400	36, 400
α 28	15, 950	15, 950
α 29	37, 100	50, 500
α 30	16, 300	23, 000

$\alpha_{31}$	37, 100	50, 500
$\alpha_{32}$	16, 300	23, 000
$\alpha_{33}$	37, 100	50, 500
$\alpha_{34}$	16, 300	23, 000

### 別表第三

施設等利用給付の月額単価（円）（第3条第2項第2号関係）

算式の符号	月額単価
$\alpha_1$	25, 700
$\alpha_2$	25, 700
$\alpha_3$	25, 700
$\alpha_4$	25, 700
$\alpha_5$	5, 800
$\alpha_6$	5, 800
$\alpha_7$	32, 700
$\alpha_8$	5, 800

α 9	32,700
α 10	5,800
α 11	32,700
α 12	5,800
α 13	32,700
α 14	25,700
α 15	25,700
α 16	6,500
α 17	6,500
α 18	32,700
α 19	6,500
α 20	32,700
α 21	6,500
α 22	32,700
α 23	6,500
α 24	32,700